

# 令和7年度第1回舞鶴市近代化遺産保存審議会 議事録〈概要〉

◆日時 令和7年12月11日(木) 17時00分～19時00分

◆場所 舞鶴市役所中会議室(オンライン)

◆出席委員 苅谷 勇雅 委員、木村 定雄 委員、鶴岡 典慶 委員、岡田 昌彰 委員、吉岡博之 委員、  
西川 博美 委員

計6人

◆事務局 舞鶴市生涯学習部長 福田 伸一、生涯学習部文化振興課課長 横川 拓也、  
近代化遺産係長 矢谷 明也、同係 松崎 健太

## 1. 開会

2. 開会挨拶 福田部長

## 3. 協議事項

### ◆舞鶴市近代化遺産保存計画案について

事務局)資料に従って説明  
委員)

・データベースの分類で、「交通」と「土木」が分かれていることは違和感を感じるが、一般にはこの分類が判りやすい。

・近代化遺産として市街地のグリッドが挙げられている。通り名に軍艦名が使われていることを指しているのか。

→グリッドの都市計画や通り名は舞鶴固有のもの。イコモス「日本の20世紀遺産20選」にも選ばれており、舞鶴の近代化遺産と認識すべきと考えます。

・大分類の注釈は旧軍に関わるもので、事務局の試行錯誤の跡がうかがえる。他市ならこうならないが、舞鶴市特有の旧軍に関わることの分類先をあえて宣言されていて理解はできる。

・【調査から認定までの概念図】がわかりにくい。リストアップをもとに、物件を見つけてデータベースを作成することではないのか。

→個別の物件を個票としてデータベースに残していくという考えです。その中で分類をし検討した時に、重要なものは保存指針・基準に照らし合わせ「認定」へ進むというイメージです。

・データベースが基礎にあり、そこから挙げていくという流れが本来だと思う。まず調べた中から順次価値を見出して認定をしていこうということであれば、一番先にデータ(リスト)があり、アップされるというのが本来ではないか。

・「認定」と周知について、「価値がある」というのはデータベースに登録された状態で価値があると言っているのか。所有者にどのように認識していただくのか。

→「近代化遺産として価値があります」ということを、まず所有者に認識していただく必要があると考えます。今まで価値の周知が不十分でした。

→いただいた意見をもとに、計画案を再度調整して委員の皆様にお示いたします。